

さいたま市自治基本条例検討委員会

第30回 会議の記録

日時	平成 23 年 7 月 26 日(火) 18:45~22:00
場所	大宮区役所南館第301会議室
参加者 ※敬称略	<p>[委員等] 計 14 名 伊藤 巖／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／ 富沢 賢治／中田 了介／中津原 努／細川 晴衣／堀越 栄子／三宅 雄彦／湯浅 慶 (欠席者:福島 康仁／吉川 はる奈／渡邊 初江)</p> <p>[事務局:さいたま市] 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振 興計画係主任 高橋格</p> <p>[ダイナックス都市環境研究所] 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼</p> <p>[傍聴者] 4 名</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>1 開 会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>・次第 ・資料1 最終報告(たたき台) ※第1章(総則)及び第2章(市民自治を担う各主体の責務等) ・参考資料1 市民から寄せられた意見 ・参考資料2 自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

(傍聴者による写真撮影の確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

- ・ 本日福島委員長が欠席のため、進行は中津原副委員長にお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 各チームから報告をお願いしたい。意見交換準備チームから、学生との意見交換会と浦和区での市民意見交換会について報告をお願いしたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○細川委員

(「学生(学生政策提案フォーラム in さいたま参加予定者)」との意見交換会についての報告)

学生からの主な意見

① 若者の参加について

- ・ 「埼玉都民」という話があったが、千葉でも「千葉都民」という。千葉で地元アパレル関係のフリーペーパー発行の企業を立ち上げた知り合いがいて、それは地元が好きで若者に地元に関する興味を持ってもらいたいとの気持ちからだという。
- ・ 大学生は企業や市役所の人たちと意見交換する場がない。そのような場があれば、就職活動にも役立つので、さいたま市にも都心から大学生が集まってくるのではないか。
- ・ 主体的に社会に関わろうとしない若者が多い一方で、積極的に関わっている若者もいる。後者を中心に考えると一方的な結果になり、それでは駄目。長期的に意識啓発のための活動を続けていく必要がある。

② 中間報告の感想

- ・ よいと思ったことが3点ある。
- ・ 1点目は、「市民の意見への対応義務」と、「義務」とするのがすごいと思った。意見を出してもその後どうなったかが分からない。
- ・ 2点目は、地域コミュニティや区のことを書いてあること。市民がコンセンサスをとって決めていきたいという話であったが、さいたま市では大き過ぎて無理と思った。区の範囲でも大きい。小学校区程度の範囲なら可能と思う。皆、身近なところで問題意識があるはずで、小さな範囲でも意見を形成し、表明できるようになればよい。
- ・ 3点目は、運用をどうしていくかが大切であり、楽しみである。出来上がっても1～2年毎に叩いていかなければならないと思う。市民が端的に評価できるようなものがあればよい。

③ 若者について

- ・ 僕らの世代は冷めている。「意見を言って何になるの?」と、まず思ってしまう。「意見を言ったらこれは駄目だったけれど、これはこうなったことがある」というように、成功例があれば動くのではないか。

④ PRについて

- ・ このような意見交換会等に行ってみよう、と思わせるにはどうしたらよいのか。学校で出前意見交換会などできないか、そういったことも考えたらよいのではないか。
- ・ PRのためには、インパクトが大切。例えばツイッターで苦情等があれば「いつまでにこうします」と、そうなると分かりやすい。このニュースレターでも重たい。1～2行、140文字程度で、インパクトのある表現ができればよい。

⑤ 無関心層を取り込むには

- ・ ツイッター等も、「見るのが当たり前」という習慣がないと駄目。長期的な意識改善が必要である。市では、市民に長期間かけて「市政に参加するのが当たり前」という意識付けをしていく必要がある。
- ・ 例えば小学生でも、簡単なことでもよいので、参加したことによって成功したという体験をさせることが大切。給食に対して意見したら、こう変わった等。

⑦ さいたま市の特徴が大切

- ・ 何をさいたま市として発信していくのか、特徴が大切。例えば大学生と地域との交流が効果的である。今回のような意見交換を行うと、各々のことが理解できるようになる。小さいところ、身近なところから始めて長期的に考えるべき。

- ・ 市民の意識をどのように高めていくのかを具体的に提示する学生が多く、建設的な意見が聴けた。

○中津原副委員長

(「市民意見交換会(浦和区会場)」についての報告)

主な意見(発言順)

①

- これまでの各区での意見の資料を見たい。

②

- 検討委員の中に、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、防犯連絡協議会等、地区で活動しているさまざまな組織のメンバーが入っていない。構成に偏りがあると思う。

- そのため、条例の内容にリアリティがない、きれいごとのように思える。

- 議会基本条例が先に出来ていて、後から自治基本条例をつくるのはおかしい。

- 8月に検討委員会の手を離れて、市長、議会に委ねられることになるので、ちゃんと議会を通るかどうかの保証はないのではないかと。

- 議会からの監査委員は指定席になっている。

- 自治会関係で出前意見交換会をやりたい。

③

- 自治会連合会の会長を一人で悩ませてしまった。

- 自治基本条例の策定について、市長は急ぎすぎているのではないかと。

- 検討委員に、地域で活動している人がいないのはおかしい。

④

- 条例案をつくるに際して、もっとじっくり市民から意見を聞くべきだ。

⑤

- 地域で活動している人ばかりでなく、一般の市民が参加できる機会があることはありがたい。

- 条例が出来た後の運用において、市民の意見を十分に取り入れる。

- 条例の運用を常時チェックし、必要な場合にすぐ改正していくべき。

⑥

- 条例の内容は素晴らしいが、その運用が重要だ。

- 現在は、市民の声が実現できるシステムになっていない。意見を言っても、行政の中でいつの間に立ち消えになってしまう。

- 市民の提案も制度化されないと有効にならない。そのため、市民がもっと議会とつながりを持つことが必要。

- 川崎市で定められているような「市民オンブズマン制度」を設けるべき。

- 職員の働き方に対する影響力となりうるような内容が必要。

⑦

- 条例の内容に全員が納得してから定めることは困難。このまま進めたうえで、運用しながら充実して

いくべき。

- 自治の担い手として子どもの意見も聞いていくべき。
- 現状で「区政」というべきものがあるのか。「区政」という言葉に違和感を感じる。

⑧

- 「職員が市民自治に参加」という意味がよく分からない。説明が必要。
- 検討委員会で条文案の作成まで行うべき。細かい文言があとで重要な意味を持つてくる。

⑨

- 「市民自治」という場合に、市民の自治の範囲はどこまでなのか。個人としての市民の力には限界がある。
- 市民の中での意見の相違をどう調整するのか。
- 住民投票の実施を、もっと強く議会に義務付けるべき。
- 自治会、区長、区民会議には、現在のところ位置付けがない。これをそのまま取り入れると、現制度を固定化することになるのではないか。

⑩

- これまで自治に関わってきた既存の組織は、地域に無縁だった多くの市民が自治に参加できるよう道を開くべきだ。
- 条例の中身に対する建設的な意見を出すべきだ。
- まちづくりは、土木・建築の分野のことではないことを明確に記すべき。
- 分権時代の政令指定都市として、国の法律に対する解釈力を発揮すべき。また、市民にプラスになるなら、それに対する上乘せ・横出しの条例を積極的につくっていくべきだ。
- 議会基本条例にPRパンフレットがない。自治基本条例では、市民に対するPRや白書の作成を積極的に行うべき。その際、ホームページまかせにしないこと。

⑪

- 「市民意見等への対応義務」、「組織、人員体制等」の項目はとても大事。これらを「その他」として扱うのはおかしい。
- 区民会議における市政への提言は、要求・要望ではないとして、きちんと受け止められてこなかった。
- 市民意見交換会は、行政のガス抜き、単なるセレモニーではないか。
- 急速な高齢化状況において、高齢者の参加等に触れられていないのはおかしい。

- ・自治会連合会と出前意見交換会を行うことになった。
- ・何か質問はあるか。

○湯浅委員

- ・浦和区での意見交換会の論点となった、自治会、区政、区長、区民会議等の現状の位置づけの曖昧さに関する指摘は、これらを自治基本条例で定義した方が良いという意見なのか。

○中津原副委員長

- ・定義は必要だろうが、現状とは目指すものが異なる。それらをどのようなスタンスで規定するか、その趣旨の説明を付した上で、条文に盛り込むことが必要ではないか。
- ・現状よりも「こうあるべき」という姿を書いているが、例えば区長を直接選挙で選ぶといった根本的な制度の改革がなければ実現できないようなことまでは書けない。

○堀越委員

- ・ 学生との意見交換で問題提起のあった、無関心層を取り込むことに関して、例えばデンマークでは、「給食をこうしてほしい」という子どもたちの提案を基に議会が話し合い、その様子を子どもたちが見学しに行く聞いた。国によってはすでに取り組んでいる。

○内田委員

- ・ 若々しい意見があつて良かった。さいたま市が広すぎるという意見はなるほどと思った。人口123万の政令指定都市として、自治基本条例をしっかりと考える必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 出前意見交換会の今後の予定について事務局より報告をお願いしたい。

○事務局

- ・ これから出前意見交換会が3件ある。8月5日の15時から七里地区自治会連合会、8月20日10時に大砂土東地区自治会連合会から要請が来ている。先方の出席者が多いので、会場の都合で、検討委員会からは2名以内でお願いしたいとのことである。
- ・ 8月5日は中津原副委員長、堀越委員が出席する。20日は未定である。

○中津原副委員長

- ・ 20日の会にも参加する。場所は見沼区堀崎町自治会館である。もう1名参加してほしい。

○事務局

- ・ 浦和区の自治会連合会から出前意見交換会の依頼を受けた。先方からは中津原副委員長、伊藤委員に参加してほしいとのことである。8月10日(水)10時から、市民会館うらわの5階会議室で実施する。

○中津原副委員長

- ・ こちらは人数制限がないので、もう1名ほど参加してほしい。
- ・ 続いて職員有志との意見交換会の第2回についての報告をお願いしたい。

○事務局

- ・ 職員有志との意見交換会を7月27日(水)18時30分から議会棟の第4委員会室で開催する。参加者は内田委員、小野田委員、栗原委員、高橋委員、細川委員、堀越委員、渡邊委員である。職員は新人をはじめ11名参加予定である。勤務外の扱いで個人として参加する。委員に進行等をお願いしたい。中間報告は読んでるので詳細な説明は不要である。

○伊藤委員

- ・ 職員との意見交換会について、行政側の立場として、個人の感覚で参加するのは良くないのではないか。個人の立場と公的な立場は異なる。実施するべきではないと思う。

○中津原副委員長

- ・ 広く全庁にこちらから呼びかけている。組織の一員としての立場を引きずることは考えられるが、市民、議会、行政で将来のさいたま市をつくっていくために、意見交換を実施したい。
- ・ これからの自治は3者が共に主体的に取り組むことなので、行政の意見を聞くのは当然ではないか。

○伊藤委員

- ・ 意見があるのは理解できるが、組織として動くべき職員が、別の場所で意見交換会に参加するのはおかしいのではないか。

○富沢委員

- ・ 市民が主体ということは、多様な市民が多様な立場から参加するという事。職員もさいたま市で働いているので、広い意味での市民である。行政という立場ではなく、行政で働く市民としての意見を聞くことは必要だと思う。

○中津原副委員長

- ・ 他にやめた方が良いという委員はいるか。

○遠藤副委員長

- ・ 意見をいただくことは構わないと思う。

○伊藤委員

- ・ 個人的な意見であっても、組織としての意見として捉えられてしまうことになってしまうのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 各課に組織としての意見は聴いている。そうではなく、所属する課等の組織を離れた一職員として、市民自治にどのように関わっていきたいのかを伺う。

○内田委員

- ・ 自治基本条例は市民、議会、行政の三者について規定している。その三者の意識改革をしなければならぬ。今後三者で協働する際に、どのように進めていくのかを共有する必要がある。そのために、議会との意見交換を2回行った。行政側とも2回行う。市民が主役なので市民とは何度も行っている。

○伊藤委員

- ・ 職員が一人の市民として意見交換会に参加することは問題ないとしても、「職員との意見交換会」という形で開催するはおかしい。

○事務局

- ・ 委員会からの要請があって実施すること、組織を背負った公的な発言ではなく、勤務外の個人としての発言であることを委員に理解してもらっていることを前提条件として、職員に参加を呼びかけている。

○中津原副委員長

- ・ 議会との意見交換は60名中52名が参加した。
- ・ 職員はパートナーとして重要である。委員会の考え方を知ってもらった上で自治基本条例を策定したいと考えているが、職員は9,000人もおり、そのうち前回9名、今回は11名の参加である。もっと開催した方が良く個人的には考えている。
- ・ 伊藤委員の意見は分かったが、全体の意見は実施すべきということなので、実施する方向で進めたい。

○内田委員

- ・ 何時までの予定か。

○事務局

- ・ 20時までを想定している。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告の内容を説明する必要がなく、参加人数も少ないため、有効に議論できる。
- ・ 意見交換準備チームの報告は以上である。広報チーム、最終報告たたき台作成チームからの報告は特にないので各チームからの報告は以上である。

(2)自治基本条例について

○中津原副委員長

- ・ 今日を含めて4回で「考え方・解説」を一通り検討することを考えている。文言までは詰め切れないかもしれないが、効率的に議論していく必要がある。
- ・ 最終的には21日に文言を詰めていきたい。

○事務局

- ・ 先月の24日午後に最終報告たたき台作成チームで検討し、資料1を作成した。

(第1条、第2条【考え方・解説】についての説明)

- ・ 条例案で「地域」の定義をするのは難しいが、考え方・解説で説明している。
- ・ 「豊かで暮らしやすい」について補足している。

○中津原副委員長

- ・ 第1条から議論したい。
- ・ 必ずしも【考え方・解説】の部分のみを検討するわけではなく、条例案文も併せて議論したい。大幅に変わることはないと考えられるが、小さな修正はあると考えられる。
- ・ 目的について、「豊かで暮らしやすい」という言葉が適切かどうか。このフレーズは繰り返し使われている。

○堀越委員

- ・ 出前意見交換会では「目的を気に入っている」という意見があった。
- ・ 「豊かで暮らしやすい」というフレーズには疑問を感じる。解説はしているが、社会情勢で、社会的孤立が進み、一人暮らしが世帯構成の最大を占めている。高齢者では男性が10人に1人、女性が5人に1人が一人暮らしである。さいたま市は今後、特にその傾向にある。
- ・ そのような状況の中で、「豊かで暮らしやすい」というフレーズを解説に書いても、遠いイメージを感じる。社会的孤立や排除に陥らないように感じる書き方にしたい。また「内」には優しく、「外」には厳しい日本文化がストレスや不安を高めている。この傾向は現状もそうだし、今後も進むと思う。その状況を解決、展望するのに、「豊かで暮らしやすい」という言葉が最適かどうかは疑問を感じる。
- ・ 「市民が幸せを実感でき、暮らしやすい地域又は社会」の方がマッチするように考えている。
- ・ 高齢者は年金だけでは暮らせなくなる。精神的なものだけでなく、経済的にも豊かではなくなる。今の若者が自分の親の世代よりも高い収入を望めないとも言われている。そうすると、「幸せ」がキーワードになると考えられる。
- ・ 単なるGNPではなく、荒川区ではGAH (Gross Arakawa Happiness 荒川区民総幸福度)のような指標をつくっている。生活の良さを何で計るかは、経済ではないように思う。
- ・ ここで結論を出す必要はないが、「豊かで暮らしやすい」ではないように思う。
- ・ 「市民の責任をもった」という書き方は、後述の「市民の責務」を指しているのか。
- ・ 「主体的な取り組み」として、「責任」は削除してもよいのではないか。あいまいである。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでも「責任を持った」については議論し、削除することにした。

○堀越委員

- ・ 「豊かで暮らしやすい」ではなく、自分が当てはまっていると感じられるようにしたい。

○伊藤委員

- ・ 自治会は、高齢者や単身者の問題等に関わっている。「豊かで暮らしやすい」状態を実現するために自ら積極的に取り組まなくてはならないことを書かなければ、「豊かで暮らしやすい」は実現しない。

○中津原副委員長

- ・ 多様な立場の人がいるが、それぞれに「豊かで暮らしやすい」地域を実現できるような考え
方なのかもしれない。

○伊藤委員

- ・ 多様な団体が堀越委員の言っているようなことに取り組んでいる。きれい事ではなく、皆が
それぞれ取り組む必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 「豊かで暮らしやすい」についてはそれぞれで考えておいてほしい。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームで「地域及び社会」という言葉について議論になっている。「協
働」の定義で「地域又は社会」とあるので、「地域及び社会」か「地域又は社会」とし、整
合性をとっている。
- ・ その中で、地域と社会の関係性が議論になっている。社会を良くする活動は地域で行われて
いるという考え方や、良い地域をつくっていくことで良い社会が形成されるという考え方も
ある。どのような説明をすべきかが議論になっている。
- ・ 市民活動及び協働の推進条例で使われている「地域又は社会」という文言の趣旨を所管課に
確認したところ、社会を良くするための活動は地域で行われており、そのような活動に取り
組んでいる人は地域や社会の違いにこだわっていないのではないか、というような意見であ
った。

○遠藤副委員長

- ・ 「豊かで暮らしやすい地域及び社会」とするとどちらを目指すのかが分かりづらい。「暮ら
ししやすいさいたま市」のように一つにした方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 地域及び社会は後でも出てくるが、さいたま市でも良いように思う。
- ・ 「及び」ということは、地域と社会は別のものということか。

○堀越委員

- ・ Think globally act locally のように、具体的に活動しているのは地域だが、考え方は社会
的なものである。両方あって良いと思うが、ここではさいたま市で良いと思う。

○中津原副委員長

- ・ では、ここは「さいたま市」としたい。
- ・ 続いて第2条の定義について検討したい。

○堀越委員

- ・ ここは用語の定義か、意義か、意味か。どのように使い分けているか。

○事務局

- ・ 法令用語で使っている言い回しを使っているが、再度確認する。

○中津原副委員長

- ・ 「市」や「市民自治」について意見交換会で意見があった。議会と行政を合わせたものを今は「市」としているが、「議会及び行政」とした方が良いのではないか。市民意見でも、「市」とすると市民も含まれるように感じるという意見が多くあった。その意味で、議会と行政を合わせたものを「市」とするのは不適切に感じる。
- ・ 「市長その他の執行機関」の呼称として「行政」の方が良いという意見もあった。
- ・ 呼称については地方自治法の厳密な考え方ではなく、市民にとって親しみのある言葉で書き込んだ方が良いのではないか。その点では、現在の「市」という用語に違和感がある。
- ・ また、「市民自治」も曖昧である。本来は「自治」が最も的確なのかもしれないが、市民のために行うものであることを明記するために「市民自治」としている。
- ・ 「市も」という書き方については違和感がある。実際は市民・議会・行政が共に取り組むことが自治である。
- ・ 「さいたま市」と「市」の両方が出てくることになるとわかりづらい。

○湯浅委員

- ・ 「行政」については組織論を議論しているのか、機能論を議論しているのか。参加した意見交換会では責任論で議論があった。行政という組織を表す部分も自治基本条例にはあるが、機能論として市長・職員等を優先させる部分もあると思う。
- ・ 「市長等」としてしまうと、組織論を話している部分ではなじまなくなる。この辺りを区別しなければならない。市民感覚からすると、主体的に働いている人間をイメージするので、市長、職員等とした方が良いと思う。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例が自治の様々な主体の相関関係を示している。団体自治の意味では、市が主体となっているが、自治基本条例はその内部構造を解き明かすものである。条文の中で書いてあることについて、どの主体のことについて書かれているのかをイメージしやすいように書いた方が良い。通して読むと「市長職員等」とすると長く感じるかもしれないが、各条だけを読む場合はわかりやすい。

○伊藤委員

- ・ 議員の方が議会よりも先にあり、市長の方が行政よりも先にあるものではないか。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】あるいは普及版パンフレットで、様々な主体や用語の関係性についての図解を挿入してほしい。

○富沢委員

- ・ 自治基本条例を自治体の憲法と位置付けるのであれば、憲法は国民主権のもと国家と国民の関係を規定するものである。自治基本条例は市民主権のもと市と市民を規定するものという相関関係となるのか。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例は市と市民の関係を規定するもの。

○中津原副委員長

- ・ 「市」とは何か。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例は2つの性格をもっている。職員が読んで市政を動かすものと、住民が読んで自ら行動に移す部分とある。前者としては、法的な厳格な言葉を使って、職員に命令する性格とする。後者としては、厳格な言葉は分かりづらいので日常の言葉を使わなければならない。自治基本条例は相反する両方の性格を求めなければならない。どちらかを選択することになるが、一つの考え方として、自治基本条例が最高法規という位置付けであるからには、他の条例に自治基本条例の考え方を踏襲させるために厳格でなければならないとの考え方が成り立つ。
- ・ その場合、「市」をどのように位置付けるかという点、おそらく、市民が入らない、議会や市長、職員等を包括したものになると考えられる。自治基本条例を上位の条例と位置付けるのであれば、他の条例が「市＝議会・市長・職員」の概念で組み立てられている以上、他の条例の考え方を踏襲せざるを得なくなる。自治基本条例に他の条例への影響力を持たせるためには、他の条例の中で使われている言語と同じ言語で書かなくてはならなくなる。
- ・ 前文での使い方は曖昧でも良いが、本文は他の条例を拘束するので、法令や他の条例に即した言語で「市」を定義すべきだと考える。

○中津原副委員長

- ・ 議会と行政をどのように総称するかを知りたい。

○三宅委員

- ・ 「市」という言葉を他の条例がどのように使っているのかによる。
- ・ 地方自治法の「市」には住民は含まれないと考えている。法人格を持つ「市」は、市民と契約を持つので、市民は「市」に含まれないと考えられる。

○事務局

- ・ 市と市民の関係においては入っていないとも考えられるが、市を構成する住民に対して市はサービスすることになる。

○三宅委員

- ・ 今の考え方では市に住民は含まれないのではないか。

○事務局

- ・ 地方公共団体たる市は住民を構成員とし、住民に選ばれた市長や議会という機関を市に置く、という考え方。

○中津原副委員長

- ・ 外から見た場合は地方公共団体には住民が含まれる。

○高橋委員

- ・ 領土、国民及び主権という国家の構成要素との対比なのではないか。

○三宅委員

- ・ 自身の理解とは異なる。

○中津原副委員長

- ・ 市民を除く、議会と行政をどのように総称するのか。

○富沢委員

- ・ 国家と国民との比較とすれば、国家に国民は含まれる。憲法は国家と国民の関係を規定する。
- ・ 自治基本条例では、市と市民との関係を規定し、市民が主体とすることを明記するもの。

○高橋委員

- ・ 憲法は国家権力と国民の関係を規定するものであり、国家権力のシステムを国家としている。
- ・ 議会と行政を合わせたものをどのように呼ぶかを中津原副委員長は問うている。

○富沢委員

- ・ 国家という組織・機関と国民の関係性が前提であれば、市と市民の関係性においても、市民のために働くための組織が市であるとした方が、関係性がはっきりするように感じる。
- ・ 市の組織は議会や行政という組織で、それらは市民が市民のために設けている組織であるとするれば分かりやすい。

○中津原副委員長

- ・ それで良い。問題としたいのは、行政と議会をどのように総称するかである。

○三宅委員

- ・ 他の条例で議会と行政を合わせたものを「市」と使っていると思うので、他の条例を調べてほしい。
- ・ 法的なシステムの中で、市民を含んだ市はそれほど出てこない。法的な「市」の使い方は市民を除く限定的な使い方であるはずなので、確認してほしい。

○内田委員

- ・ 市民活動推進委員会との意見交換では、協働の成果物はさいたま市のものである、という話があった。
- ・ 市民団体との協働をお金で換算する場合は市からの委託が多いということである。

○中津原副委員長

- ・ その2つの市は違うものではないか。前者には市民も含まれ、後者には市民は含まれない。

○三宅委員

- ・ 協働の成果が市に帰属するというのであれば、「市」に市民を含んでいる。

○中津原副委員長

- ・ 「市」は曖昧なので、「議会及び行政」とした方が良いと考えている。そうしなければ誤解を招く可能性がある。

○事務局

- ・ 高橋委員が述べたとおり、国家の要素として国民がいるように、市の要素として市民がいるように考えられる。
- ・ 市民と市の関係を言えば、市民に選ばれた市長や議会と市民の関係となるので、市民は含まれないようにも思う。
- ・ 条文の作り方として、第2条第9号で、「市民及び市」ではなく「市民及び議会」「市民及び行政」とするのは正しいか。議会と行政の協働はあり得ないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ いずれにせよ、各取り組みに関する主体がはっきり見えた方が良い。

○三宅委員

- ・ 中身ではなく言葉の問題である。他の条例や法令を見て判断してほしい。

○細川委員

- ・ 他の条例を従わせるためには、同じ言語を使わなくてはならないのか。考え方が同じであれば、言語が異なっても良いのではないか。

○三宅委員

- ・ 【考え方・解説】は参考意見にすぎず、拘束力は本文にある。それゆえ、【考え方・解説】に書き込んでも、例えば、裁判になった際に、【考え方・解説】や逐条解説は参考意見にすぎない。
- ・ そうすると、本文に何でも入れるのか、となってしまう。
- ・ ただし、理念条例が裁判になることは想定できないものの、究極の場合を想定した場合は、本文と他の条例は同じ用語で統一した方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 本文の中で定義をしているので、そこは通用するということか。

○中田委員

- ・ 他の条例等で「市」をどのように定義しているかを調べてもらいたい。

○高橋委員

- ・ ケースごとに意味するものが異なることを、事務局が作成した資料を基に最終報告たたき台作成チームでは議論し、そこでは首尾一貫させるのは事務局では無理だということだった。

○事務局

- ・ 他の条例を調べて、どのように「市」を使っているかを確認する。

○中津原副委員長

- ・ 副市長は職員ではないのか。

○事務局

- ・ 広い意味では職員であるが、狭い意味では「職員」に含まれない。広い意味で言えば「特別職」という職員である。

○内田委員

- ・ 第7号にある「協治」とはガバナンスのことか。
- ・ 墨田区で使っているということだが、墨田区では協治の「協」にある「3つの力で隅田をかえる」とし、「知る力」「つながる力」「行動する力」としていて、パンフレットも出している。

○中津原副委員長

- ・ そこまでの思い入れはない。使わなくても良いのではないか。

○事務局

- ・ 中間報告で使われていた。中間報告の前ではガバナンスと併記していたが、ガバナンスを削除したという経緯がある。

○堀越委員

- ・ 「推進していくという考え方が大切です」で良いか。

○事務局

- ・ 「市民自治」についてはどうか。市民が主役だということを前面に出すという議論があった。

○中津原副委員長

- ・ 市民自治は市民自らが治めるという意味では使っていない。市民が主役かもしれないが、市民の一人芝居ではない。

○事務局

- ・ 以前も議論があったが、三者が平等な立場で取り組むのか、市民が主役なのか。

○中津原副委員長

- ・ 議会や行政も主役である。それらがどのようなことを担うのかを自治基本条例では書いている。自治基本条例では議会や行政のことを規定している部分の方が多い。
- ・ 条文の「市も」はおかしい。

○遠藤副委員長

- ・ 中間報告では「ともに」という表現になっている。「ともに」の方が良い。

○富沢委員

- ・ 議会、市民、行政の3者のうち、行政は執行機関、議会は意思決定機関である。市民のために、議会が意志を決定し、議会が決めた意志を行政が執行するという関係で捉えるのはどうか。

○三宅委員

- ・ 善し悪しはともかく、その考え方はある。

○富沢委員

- ・ 市民は人間であり、議会と行政は機関なのか。

○三宅委員

- ・ 市民自治という言葉を使う場合、市民が主役で、議会と行政はサーバントとなる。そうであれば、3者は対等ではない。市民があつて、議会と行政がその下にある。
- ・ さいたま市の自治基本条例の場合、市民が自ら治めるとあるが、議会と行政が対等な関係になっていることが特徴となっているように感じる。

○中津原副委員長

- ・ 続いて第3条、第4条に進みたい。

○事務局

(第3条、第4条の【考え方・解説】の説明)

○中津原副委員長

- ・ 第3条について意見はあるか。
- ・ 自治の基本理念と市民自治の概念は何が違うのか。

○事務局

- ・ 一般的な自治の中から、さいたま市が目指すべき自治の姿を市民自治としているのではないか。

○堀越委員

- ・ 第3条第2号で「果たしながら」とあるが、この表現で良いのか。「役割及び責務を果たすことにより、市民のための市政を行う」のではないのか。

○事務局

- ・ 「果たすこと」とすれば、役割を果たせば市民のための市政につながるのか。

○堀越委員

- ・ 市民のための市政は、議会及び市長その他の執行機関の果たす役割及び責務だけではないという意味か。

○事務局

- ・ そのように思うがどうか。

○中津原副委員長

- ・ 「果たしながら」と書くと、責務を果たすことの方が広く、その一部として市民のための市政を行うようにも読める。

○遠藤副委員長

- ・ 削れば良いと思う。「果たし、」とすれば良いのではないか。
- ・ 「市民が主体的にまちづくりに取り組むこと」とあるが、第2条では「市民が主体的にまちづくりを行うこと」とある。矛盾はしないが、「行う」に統一した方が良い。

○中津原副委員長

- ・ それで良いか。
- ・ 「基本とすること」という書き方は前から疑問があった。
- ・ 第1号は、「さいたま市における自治は、」ということになるか。

○事務局

- ・ 本文に「次に掲げることを自治の基本理念として」とあるので、「市民が主体的にまちづくりに取り組むことを基本とすることを自治の基本理念として」と置き換わる。

○中津原副委員長

- ・ 取り組むことを基本として自治を行うということか。基本とするというのは客観的に浮いたような印象を受ける。

○遠藤副委員長

- ・ 第2号と第3号は行うこと、目指すこととあるが、第1号の「基本とする」には違和感がある。

○事務局

- ・ 以前、第2号と第3号では議会及び市長その他の執行機関や市が主語となっていることを受け、第1号でも市民を先頭にもってくるという議論があった。

○中津原副委員長

- ・ 「基本とすること」とすると留意事項のように感じる。
- ・ その他、意見はあるか。
- ・ 第2号の4つ目の「・」はよいと思う。良好な関係がなければ何もできないと思う。

○事務局

- ・ 「良好な」という書き方が「仲良しグループ」と誤解を招かないか。ある程度の緊張感が必要と思うがどうか。

○中津原副委員長

- ・ 慣れ合いではなく、緊張関係の中にも信頼関係を持つイメージである。

○富沢委員

- ・ 「良好な関係」は英語では best mix になる。3者の最も適合的、効率的で効果的な関係のことである。ベストミックスという言葉が自治基本条例に使えるか。

○中津原副委員長

- ・ ミックスではないのではないかと。ミックスは混ぜ方である。すでに混ぜられている。

○堀越委員

- ・ 良好ではない関係とはどのようなものか。支配・従属の関係か。良好より信頼関係と書いた方がはっきりするように思う。

○中津原副委員長

- ・ 第4条を含め、他に何かあるか。
- ・ 続いて第5条、第6条、第7条に進みたい。

○事務局

(第5条、第6条、第7条の【考え方・解説】の説明)

○富沢委員

- ・ 第7条の【考え方・解説】の一つ目の○で、利潤の追求について書くと多様に捉えられかねないので、削除した方が良いのではないか。利潤の追求に社会的な意義が直接あるか分かりづらい。

○中津原副委員長

- ・ 事業者は企業だけではないか。

○事務局

- ・ 事業活動を行うのであればNPO等も当てはまるという議論を最終報告たたき台作成チームでは行った。

○堀越委員

- ・ 事業所統計をみると、「公務」を行う団体も事業者として扱っている。ここにある「事業者」は事業所統計にある公務を除いたものか。

○事務局

- ・ 第2章は、市民と議会と市長その他の執行機関で分けている。

○中津原副委員長

- ・ 行政も事業者という議論もあったか。営利企業だけではないということか。

○堀越委員

- ・ 第5条と第6条の【考え方・解説】では、「豊かで暮らしやすい地域や社会」ではなく、「豊かで暮らしやすいまち」としてある。

○事務局

- ・ そこは最後に整理したいと考えている。

○中津原副委員長

- ・ そこは最後の留意事項としたい。

○事務局

- ・ ニュアンスは同じである。

○中津原副委員長

- ・ 第7条【考え方・解説】の事業者の最後の一文は蛇足ではないか。

○染谷委員

- ・ これは削った方が良い。

○三宅委員

- ・ 第6条第1項で「市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします」とある。第2条の「市民自治」の定義には「市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことをいいます」とある。第6条の「市民自治」が何か分からないときは第2条第7号の定義を使うが、その場合は置き換えられることになる。

- ・すると、「市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、「市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行う」ように努めるものとします」となる。つまり、「市民が主体的にまちづくりに取り組む」ことが2回出てくる。
- ・第3条の「市民自治」についても同様の問題が生じている。「市民及び市は、次に掲げること自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとします」とあるので、例えば第1号と第2条第7号を代入すると、「市民及び市は、「市民が主体的にまちづくりに取り組むことを基本とすること」を自治の基本理念として、「市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うこと」を目指すものとします」と、やはり「市民が主体的にまちづくりに取り組むこと」が2回出てくる。
- ・つまり、これは整理が必要となる。
- ・第1条で最終目的として「豊かで暮らしやすい地域及び社会」があり、「市民自治の確立」が手段である。その市民自治の確立のために必要なこと、そのために必要なことといったピラミッドを整理する必要がある。
- ・第1条で一段目の「豊かで暮らしやすい社会をつくること」、二段目の「市民自治」が出てくるが、三段目や四段目といった形で事務局が整理して欲しい。どのようなピラミッドかを整理してもらいたい。
- ・第6条第1項では同じことを繰り返しているので削ることも考えられる。第2項を責務の観点から捉える。
- ・第5条は「主体的にまちづくりに取り組むこと」の権利の部分に明記している。
- ・第5条第6条の位置づけを「市民が主体的にまちづくりに取り組むこと」の手段と捉え直し整理することも考えられる。定義規定をしているのであれば代入することは考えられる。

○中津原副委員長

- ・趣旨はわかった。いずれにせよ、くどい部分はある。

○三宅委員

- ・繰り返し出てくるので逆に分かりやすいとも言える。

○中津原副委員長

- ・第5条の最後の「○」については、市民からも「市政に関わる権利は本当に担保されるのか」という意見があった。それに対応するようにこのように書かれているのか。

○事務局

- ・市の努力が必要であるという面もあるが、例えば20名の定員の審議会に対し「市民には参加の権利がある」と100名に言われることも想定される。

○中津原副委員長

- ・担保する仕組みを今後整理するという意味かと感じた。

○三宅委員

- ・第1号に関しては情報公開条例に関する項目で、第2号に関しては行政手続条例や市民活動及び協働推進条例に関する項目である。足りない部分があれば新しい条例を制定する必要があるかもしれないが、既存の仕組みはないのか。

○中津原副委員長

- ・政策形成、実施、評価の過程から関わる仕組みを担保している条例はない。

○三宅委員

- ・ 全くないわけではない。情報公開等に関してはここに書き込める。

○中津原副委員長

- ・ 情報公開条例は請求されたら出すという条例であるが、ここはより積極的なニュアンスのものである。
- ・ 最後の「○」についてはこの書き方で良いか。

○堀越委員

- ・ ここは、今ある制度や手続きと、今後整備されるものの両方を読めるということか。

○中津原副委員長

- ・ 極端にすると「保障しなければならない」とするとより強い書き方になる。

○三宅委員

- ・ 今の書き方では既存の条例があるので何もしなくても良いと捉えられる可能性もある。そうではなく、新しい制度も想定している書き方をするとより拘束力は高くなる。

○中津原副委員長

- ・ 堀越委員の意見のとおり、既存の制度と新しい制度の制定が読めるように修正する。

○堀越委員

- ・ 「保証されていくことになる」では他人事のように感じる。

○事務局

- ・ 「充実をはかる」というような市の努力を書き込むということか。

○中津原副委員長

- ・ そのように直してほしい。
- ・ 「事業者」については定義していたか。

○事務局

- ・ 定義していない。第2条では「事業活動を行う者若しくは団体」とある。
- ・ 「事業者」という言葉を使っているのは第7条の見出しのみである。

○中津原副委員長

- ・ 「事業者」に疑問を感じる市民もいた。

○事務局

- ・ 中間報告では定義せずに使っていた。

○中津原副委員長

- ・ 「市内で事業活動を行う者又は団体」について説明している。
- ・ 解説の中で事業者について書いても良い。

○事務局

- ・ 「事業活動」についてはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 事業活動も利潤追求だけでなく、福祉活動等もある。

○堀越委員

- ・ ここで意味している事業活動とは経済活動か。宗教法人などは想定していないのか。

○事務局

- ・ 明確に議論したことはないが、これまでの議論のニュアンスとしては経済活動のように思う。

○中津原副委員長

- ・ 社会福祉団体でも福祉事業のために環境にダメージを与えていることもある。

○事務局

- ・ 事業を定義すると切りがない。

○中津原副委員長

- ・ 例示すれば良い。

○高橋委員

- ・ 富沢委員が言ったように、「利潤」を削除すれば、経済活動以外の事業も含まれるようになる。

○中津原副委員長

- ・ その通りである。市民から事業者についての意見があったので、その点について補足した方が良い。

○堀越委員

- ・ 事業者も市民である、ということを書けば良い。市民である事業者の規定とした方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 「のみ」は気になる。

○堀越委員

- ・ 「事業者が」でよい。「のみ」は取る。

○細川委員

- ・ 第5条第2項の第1号と第2号は、第1項の権利を担保する権利であるとも考えられるため、構造を変えた方が読みやすい。
- ・ まちづくりに主体的に取り組むためには、「市民自治を担うものとして尊重される」権利がまず必要である。そのためには、「安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う」権利が必要である。それを保証するために、「市政に関する情報を知り、市と共有する」権利と「政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わる」権利がある。このような3段構造のように思う。

○中津原副委員長

- ・ 第5条第1項の後半が第2項に引き継がれているので一緒にしても良いということか。
- ・ 主として言いたことは第2項である。第1項は抽象的な権利である。

○三宅委員

- ・ 細川委員の意見は、第5条は3つのブロックに分かれていて、2つ目のブロックと、3つ目のブロックに共通項があり、2つ目の「市民自治を担う者として尊重される」権利は抽象的な規定なので冒頭に持って行き、そこを前提として1つ目のブロックと3つ目のブロックが続くようにすれば整理されるという指摘である。

○中津原副委員長

- ・ 安全で安心の方が抽象的にも感じる。

○三宅委員

- ・ 抽象的ではあるが、防犯等の具体的な施策に直結する可能性があるなので、そのように理解すれば若干具体的である。市民自治に関しては特定の施策ではなく横断的だと理解すればより抽象的である。

○中津原副委員長

- ・ 尊重されることと第2項は一緒にできないか。

○三宅委員

- ・ 第2章に含まれる抽象的な部分を第1項の抽象的な部分と合わせた方が理解しやすいという考え方ではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「市民自治を担う者として尊重され、次に掲げる権利を有します」ということか。

○堀越委員

- ・ 「市民自治の担い手として尊重される」権利が最初に来るべきものと思う。
- ・ 「安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う」権利も必要だが、「尊重される」ことが前提となる。
- ・ 尊重されるということは、安全で安心の条件となる。最後に市政との関わりが続く。
- ・ 最初が市民全般、続いてまちづくりに関する権利と整理できる。
- ・ 市民意見交換会のアンケート等をみると、「何かをしなければならないのか、規制されるのか」と理解されている場合もある。強い市民だけが関わるのではなく、困っている市民が発言することが自治に関わることに繋がるといことを書きたい。
- ・ 自治を担うものとして尊重され、安全安心な環境の中で暮らせ、活動ができ、市政に関わるという流れか。

○中津原副委員長

- ・ そのようなつながりではないのではないか。
- ・ 尊重されるための安全安心ではないように思う。

○遠藤副委員長

- ・ 安全安心と市民自治は関係ない。

○堀越委員

- ・ 第2章第1節は「市民自治を担う者としての権利及び責務」を規定している。

○中津原副委員長

- ・ 安全安心な環境で暮らす権利は別物である。憲法にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に近い。

○堀越委員

- ・ それは憲法の第25条であり、現在はより積極的に第13条の幸福追求権の方がテーマとなっている。
- ・ 生存を脅かされているような状態では主体的にまちづくりに関われない。弱い立場に立っている人は主体的に取り組むのは難しい。

○中津原副委員長

- ・ そのために安全で安心な環境で暮らすことが必要というわけではない。

○堀越委員

- ・ それはベースである。

○中津原副委員長

- ・ それはベースであり、目的ではない。

○堀越委員

- ・ 自治を担うための権利として、目的とする必要はないが、それが最低限のベースである。

○高橋委員

- ・ 第1項の前半部分の「安全で～活動を行う権利」を第2項の号に落とし込む形で、第1項と第2項を併せて、「市民は、市民自治を担う者として尊重され、次に掲げる権利を有する」とし、3号まで設けるのはどうか。

○小野田委員

- ・ 賛成である。第1項で尊重されることを書き、第2項の第1号は共有、第2号は参加、第3号は公益活動を行う権利、という考え方で個人的には整理していた。

○中津原副委員長

- ・ そのような形で整理して欲しい。
- ・ 第1号～第3号が十分条件となり得るか。そこまでは良いか。

○事務局

- ・ すっきりはするが、先ほどの3段階が分かりづらくはなる。修正してみて考えればよいか。

○堀越委員

- ・ 第6条の市民の責務で、発言や行動を認め合うことは違いを認め合うことが前提になっているが、基本的人権について書いた方が良い。基本的なことは抜くという議論があったが、発言・行動できることが前提となっている。発言・行動できない人たちを尊重することも書きたい。それは権利となるのか。
- ・ 第2号の【考え方・解説】に「市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う」とある。

○中津原副委員長

- ・ 堀越委員の意見は、前提として、全人格を尊重するということである。

○堀越委員

- ・ ノーマライゼーション条例とも整合を見てみるが、前提として書き加えたい。
- ・ 第2号は発言や行動に限らなくても良い。

○中津原副委員長

- ・ 「発言及び行動」が限定しすぎなので、立場や状況等も広く認めあい、尊重しあうということか。
- ・ 続いて第8条について。

○事務局

(第8条の【考え方・解説】の説明)

○堀越委員

- ・ ここには市民意見交換会で意見があった。中間報告にある「環境を整える」というニュアンスで書いてほしいという意見だったので、【考え方・解説】にある書き振りの方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 子どもだけでなく高齢者も大事にしてほしいという意見もあった。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは場所、機会、仕組みは明確に分けられるものではないという議論があった。

○堀越委員

- ・ 市民活動サポートセンターはこの「場所」である。公民館等での大人の活動を子どもが知ることも考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 港区では高齢者施設と児童施設が一緒になっている。それは場所や機会か。

○事務局

- ・ 【考え方・解説】にある、「様々な形で支援していく」ということは環境整備か。上から目線とを感じるか。

○中津原副委員長

- ・ 支援であれば問題ない。

○事務局

- ・ 全体会で中間報告について議論した際には、「環境整備」が分かりづらいという意見だったので「支援」と整理し直したが、「支援」が上から目線と感じられるようであれば「環境整備」に戻すことで良いか。

○中津原副委員長

- ・ 本文をどのように書くか。

○事務局

- ・ 確かに、市民が市民を支援することには違和感があるのではないか。

○堀越委員

- ・ 支援とすると1対1のイメージが出てしまうように感じる。

○中津原副委員長

- ・ 「環境を整備する」の方が具体的ではある。これは「支援」の一部か。

○堀越委員

- ・ どちらが広い概念か。

○中津原副委員長

- ・ 「支援」の方が広い。

○堀越委員

- ・ 環境整備はハード・ソフト両方を指す。
- ・ 「市民が育つ」となっており、育てるわけではないので良いか。

○中津原副委員長

- ・ では、このままで良いか。
- ・ 本日はここまでとする。

3 その他

4 閉会

○伊藤委員

- ・ 自治会連合会の理事会で自治基本条例の経過報告をしたが、自治基本条例について賛成が1名で、反対が52名だった。
- ・ 約840の団体に約80万人の住民が参加する自治会の代表として、私だけしか委員として選ばれていないことは理解されづらいようだった。メンバー構成についての意図を行政に聴いてみたい。広範な範囲のまちづくりを担っている自治会の各区の代表者が自治基本条例の検討委員会に入っていないことが理解できないということであった。

- ・ 早急に自治基本条例をまとめあげることについても議論があった。自治会としては危機感を持って意見を出し始めているのが現状である。

○中津原副委員長

- ・ 反対とは、内容ではなく手続きにということか。

○伊藤委員

- ・ 手続きではなく、読めば読むほどわからないという意見であった。

○中津原副委員長

- ・ 今後、地区の自治会連合会とも意見交換会を行うので、じっくり説明したい。
- ・ どうしても委員会に定員はあるので、すべての人を入れるわけにはいかない。選ばれた委員は一人の委員として参加するのではなく、後ろにいる人たちの意見を代表している。個人的には所属NPOやネットワークに参加している人たちの意見を吸い上げて発言している。そのようなことをせずに20名だけで検討を行えば不満につながる。

○伊藤委員

- ・ 社会福祉協議会やPTA等の意見も聴かなければならない。

○堀越委員

- ・ NPOの代表として委員会に参加しているが、それだけではなく、町会にも入っており、社会福祉協議会にも入っている。多様な要素を持って参加している。団体の垣根を越えて参加している。所属に比例しなければいけないというのはおかしい。

○伊藤委員

- ・ 比率がおかしい。各区の意見を聴くことが大切である。

○中津原副委員長

- ・ それでは自治会から何人必要なのか。また、各区で市民意見交換会を行っている。出前意見交換会も行っている。

○堀越委員

- ・ 委員会も開かれているので参加はできる。

○伊藤委員

- ・ 自治会としては市民憲章で十分という意見である。

○事務局

- ・ 次回の検討委員会は8月2日（火）浦和コミュニティーセンターの第13集会室で開催する。
- ・ 今日の資料は次回までに読んでおいてほしい。

以上